

# 平成28年度 第1回佐倉市青少年問題協議会

## 次 第

---

□開 会

1 開 会

2 市長あいさつ

佐倉市長 藤 和雄

3 委嘱状交付・新委員紹介

□会 議

1 各団体の取組みについて

2 取組みから見える青少年及び青少年を取り巻く課題について

3 課題解決のための提言について

4 その他

□ 閉 会

日時：平成28年7月28日（木）

10時00分～12時00分

場所：佐倉市役所議会棟 全員協議会室

佐倉市  
健康こども部児童青少年課

佐倉市青少年問題協議会委員（任期：H26.7.5～H29.7.4）

敬称略

No.	選出区分	委員	備考
1	市長	蒺 和雄	会長
2	教育長	茅野 達也	副会長
3	副市長	利根基文	佐倉市副市長
4	市教育委員会委員	関山 邦宏	佐倉市教育委員会委員長
5	市の事務部局の関係職員	織田 泰暢	佐倉市健康こども部子育て支援課長
6	市教育委員会の事務局の職員	諸根 彦之	佐倉市教育委員会指導課長
7	警察関係職員	小菅 広計	佐倉警察署長
8	家庭裁判所の職員	小林 愛子	千葉家庭裁判所佐倉支部長
9	社会教育委員	木原 義春	佐倉市社会教育委員会議議長
10	民生委員・児童委員	黒川 隆生	佐倉市民生委員・児童委員協議会会長
11	保護司	佐藤 英男	保護司会佐倉市分会顧問
12	社会福祉協議会運営委員	兼坂 誠	佐倉市社会福祉協議会事務局長
13	小学校長	市村 尚義	佐倉市立佐倉東小学校長
14	中学校長	中臺 信夫	佐倉市立臼井中学校長
15	高等学校長	石井 久雄	千葉県立佐倉西高等学校長
16	高等学校長	安西 啓雄	千葉県立佐倉東高等学校長
17	青少年相談員	岩崎 久美子	佐倉市青少年相談員連絡協議会会計
18	識見を有する者	杉戸 一寿	印旛健康福祉センター長
19	〃	新堀 直人	成田公共職業安定所長
20	〃	秋本 良治	少年警察ボランティア協議会佐倉地区連絡長
21	〃	片岡 正臣	佐倉市青少年育成市民会議会長
22	〃	阿部 アオイ	佐倉市子ども会育成連盟副連盟長
23	〃	富永 三咲	佐倉市体育協会理事長
24	〃	遠藤 知子	佐倉市スポーツ推進委員副委員長
25	〃	錦織 一久	佐倉市PTA連絡協議会 弥富小PTA会長
26	〃	新田 司	千葉敬愛短期大学准教授
27	〃	梅田 美知子	佐倉市人権擁護委員

## 1 各団体の取組み

□佐倉市健康こども部子育て支援課	3 ページ
□佐倉市教育委員会指導課	5 ページ
□佐倉警察署	6 ページ
□佐倉市社会教育委員	7 ページ
□佐倉市民生委員・児童委員協議会	8 ページ
□保護司会佐倉市分会	9 ページ
□佐倉市社会福祉協議会	10 ページ
□佐倉市立佐倉東小学校	11 ページ
□佐倉市立臼井中学校	13 ページ
□千葉県立佐倉西高等学校	14 ページ
□千葉県立佐倉東高等学校	15 ページ
□佐倉市青少年相談員連絡協議会	16 ページ
□印旛健康福祉センター	17 ページ
□成田公共職業安定所	18 ページ
□少年警察ボランティア協議会	25 ページ
□佐倉市青少年育成市民会議	26 ページ
□佐倉市子ども会育成連盟	27 ページ
□佐倉市体育協会	28 ページ
□佐倉市スポーツ推進委員	29 ページ
□佐倉市PTA連絡協議会	30 ページ
□佐倉市人権擁護委員協議会	31 ページ
□佐倉市健康こども部児童青少年課	32 ページ

## 2 取組みから見える青少年及び青少年を取り巻く課題について

3 課題解決のための提言について	33 ページ
------------------	--------

## 4 その他

# 佐倉市の子育て支援

健康こども部 子育て支援課

## 1. 子ども・子育て支援新制度の開始

平成 27 年 4 月 1 日より子ども・子育て支援新制度が開始されました。次の取組を進めていきます。

◎「認定こども園」の普及を図ります。

保護者の就労状況やその他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整備します。

◎保育の場を増やし、待機児童を減らします。

保育園や認定こども園、新制度において市の認可事業となる地域型保育を計画的に整備し、保育の受け入れ人数を増やすことで、待機児童ゼロを目指します。

◎地域の子育て支援の拡充を図ります。

すべての子育て家庭を支援するために、利用者支援事業などの子育て支援事業の拡充を図ります。

## 2. 保育園等の入園状況

・保育園等（保育園 25 園、認定こども園 1 園、小規模保育事業 3 施設）

※参考 幼稚園（13 園）

保育園の新設・小規模保育事業の開始などで待機児童の解消を目指しています。平成 28 年 4 月から、認可保育園 2 園（うち 1 園は公立保育園の民営化により定員増）、5 月から事業所内保育事業 1 施設が新たに開園しました。

定員・入園数・待機児童数の推移(各年 4 月 1 日現在、幼稚園は各年 5 月 1 日現在)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
保育園等定員 (18 園)	1,585 (18 園)	1,720 (20 園)	1,780 (21 園)	1,988 (28 園)	2,106 (29 園)
保育園入園数 (管外委託分は除)	1,637	1,706	1,790	1,962	2,053
待機児童数	46	47	37	34	41
幼稚園入園数 (参考)	2,767	2,700	2,602	2,501	2,394

## 3. 子育て支援事業

①子育て世代包括支援センター（市内 4 か所）

平成 28 年 4 月より、佐倉市内 4 か所（子育て支援課、健康増進課、西部保健センター、

南部保健センター)に子育て世代包括支援センターを開設しました。母子手帳を交付する際に、保健師による全員面接を行い、子育てに関する不安や悩みなどを妊娠期から総合的に相談を受けることができます。相談内容によって、適切な支援やサポートを紹介し、必要な機関につなげます。また、出産後育児などの支援が必要なかたへの産後ケア事業や、さまざまな理由でお子さんの養育が困難になった時にお子さんを預かる子育て短期支援事業(ショートステイ事業)を開始しました。

#### ②地域子育て支援拠点事業(市内17か所)

身近な場所である保育園等で、保育士・栄養士・看護師が育児相談などを受けます。また、園庭解放や子育て中の親子の交流、子育て支援に関する情報提供等を実施し、地域に開かれた場を提供しています。

#### ③ファミリーサポートセンター

地域の「子育ての手伝いをしたい」、「子育ての手助けがほしい」人たちを会員とし、お互いに支援し合う事業です。センターのアドバイザーが会員間の連絡調整等を行っています。平成27年度からは産前産後の妊産婦の家事援助等を行う産前産後支援事業を新たに開始しています。

##### 【活動内容】

- ・ 保育園、幼稚園などの送迎
- ・ 保育園・幼稚園開始前や終了後、小学校の放課後や学童終了後の子どもの預かり
- ・ 保護者の病気や急用時などの子どもの預かり
- ・ 産前産後の妊産婦の家事援助 など

#### ④一時預かり事業(市内11か所)

保護者が出産や急用などの理由によって、一時的に家庭でお子さんを保育できない場合に、保育園等で一時的にお子さんをお預かりします。

#### ⑤病後児保育(市内3施設)

病気からの回復期にあつて保育園や小学校などに預けることができないお子さんを、専用の施設で一時的にお預かりします。

### 4. 放課後児童健全育成事業

#### ①児童センター・老幼の館(児童センター3施設、老幼の館2施設)

子ども達に安全な遊びの場を提供し、子育てに関する相談や交流事業を実施し、地域の子育て拠点として活動の場を提供しています。

#### ②学童保育所(公立29施設 私立5施設)

保護者が就労等で放課後に保育ができないとき、小学生に放課後の生活の場を提供し、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ることを目的とした施設です。

##### 【平成28年4月1日入所状況】

入所者数1,519名(定員1,660名)

## 教育委員会指導課（いじめ・不登校について）

### （1）いじめの問題と対応について

「いじめ防止対策推進法」に基づき、「佐倉市いじめ防止基本方針」を策定しました。この基本方針は、いじめ防止のための基本的な考え方として、市や教育委員会、学校、地域、関係機関、家庭、子供の役割について整理し、具体的に市や学校が実施する施策及び重大事態への対処についてまとめたものです。

さらに、いじめ防止などの対策を関係機関や関係団体と連携して推進するため、「佐倉市いじめ問題対策連絡協議会」を設置すると共に、いじめ防止などの対策を実効的に行うため、「佐倉市いじめ対策調査会」を設置しました。

#### 【具体的な取り組み】

##### ①いじめ月例調査

・各学校が月ごとのいじめ状況を報告し、市の状況を整理・分析しています。

##### ②教育相談週間・いじめアンケートの実施

・各学校では、期間を決めて教育相談活動を定期的実施しています。その際、児童生徒が相談しやすい環境を整え、相談箱等の設置も行っています。また、いじめのアンケート調査を定期的実施すると共に、日頃から児童生徒の様子を細かに把握することにより、いじめの早期発見に努めています。

・緊急性のあるものについては、指導主事等が学校訪問を行い、実態把握や対応について指導・支援を行っています。必要に応じて、関係機関とも連携しながら、きめ細かに対応を図っています。

##### ③「佐倉市いじめ防止子供サミット」の開催

・全小中学校を代表した児童生徒が一同に会し、いじめ防止に向けて、子供たちの目線で話し合い活動を行い、対策について協議します。この経験を基に、各学校でいじめ防止について協議しています。

### （2）不登校等、長期欠席の児童生徒への対応について

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。

「長期欠席者」への解消に向けては、その背景を細かに分析し、関係機関との連携を密に取りながら対処にあたっています。

#### 【具体的な取り組み】

##### ①長期欠席状況調査

・各学校が月ごとの長期欠席状況を報告し、市の状況を整理・分析しています。

##### ②適応指導教室・相談機関の設置

・市内に適応指導教室を2カ所（佐倉教室・志津教室）を開設し、学校に適応できない児童生徒に対する支援の一助としています。

・電話相談室を開設し、児童生徒や保護者からの相談に応じています。必要に応じて面接等も行っています。

##### ③関係機関との連携

・児童青少年課や県スクールソーシャルワーカー等関係機関と積極的に連携して対応にあたっています。

1 犯罪発生状況について

(1) 千葉県内の刑法犯認知件数

ア 全刑法犯

28,267件 (前年比-2,566件・-8.3%)

イ 主な重点犯罪

- 特殊詐欺 552件 (前年比+87件・+18.7%)
- 強制わいせつ 203件 (前年比+72件・+55.0%)
- 空き巣 1,062件 (前年比-45件・-4.1%)
- ひったくり 152件 (前年比+11件・+7.8%)
- 車上ねらい 2,030件 (前年比-256件・-11.2%)

(2) 佐倉市の刑法犯認知件数

	平成28年	平成27年	前年同期比
1月	103件	111件	-8件
2月	78件	102件	-24件
3月	80件	95件	-15件
4月	70件	107件	-37件
5月	76件	119件	-43件
6月	96件	76件	+20件
計	503件	610件	-107件

2 少年非行概況について

(1) 非行少年

ア 千葉県内・・・909件 (前年比-51件)

イ 佐倉市・・・28件 (前年比-10件)

(2) 不良行為少年

ア 千葉県内・・・13,504件 (前年比-2,049件)

イ 佐倉市・・・153件 (前年比-120件)

(3) 主な不良行為少年補導状況 (佐倉市)

ア 喫煙 75件

イ 深夜はいかい 60件

ウ 怠学 4件

エ 飲酒 6件

3 児童虐待事案について

(1) 「平成27年の児童虐待及び児童ポルノ事犯の検挙状況等」については、通告児童数が11年連続で増加、児童虐待の検挙人員と被害児童数も過去最多となった。また、児童ポルノ事犯の送致件数、送致人員、被害児童数も過去最多となった。(全国統計)

(2) 佐倉警察署において、認知した虐待事案については、平成28年6月末現在(暫定値)、心理的虐待43件(前年比+8件)、身体的虐待11件(+6件)、性的虐待1件(前年比+1件)、ネグレクト0件(前年比-1件)となる。

## 平成28年度社会教育委員関係行事一覧表

	日にち	会議・行事名	時間	会場
1	4月27日(水)	第58回全国社会教育研究大会 第4回実行委員会	13:15 ~ 16:00	千葉県 総合教育センター
2	4月28日(木)	印旛郡市社会教育委員連絡協議会 定期総会	16:00 ~ 17:00	八街中央公民館
3	5月24日(火)	第58回全国社会教育研究大会 第5回実行委員会	14:00 ~ 17:00	TKPガーデンシティ千葉
4	6月1日(水)	第1回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会	14:00 ~ 15:00	八街市総合 保健福祉センター
5	7月1日(金)	第1回佐倉市社会教育委員会議	10:00 ~ 11:30	佐倉市役所 社会福祉センター
6	7月7日(木)	第2回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会 振興大会打合せ	15:30 ~ 17:00	成田市文化芸術センター スカイタウンホール
7	7月14日(木)	第58回全国社会教育研究大会 第6回実行委員会 千葉県社会教育委員会議代議員会	9:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00	千葉県 総合教育センター
8	8月6日(土)	平成28年度 印旛郡市社会教育振興大会	13:30 ~ 16:10	成田市文化芸術センター スカイタウンホール
9	9月8日(木)	第58回全国社会教育研究大会 第7回実行委員会	13:15 ~ 16:30	千葉県 総合教育センター
10	10月27日(木) ~28日(金)	第58回全国社会教育研究大会兼 第47回関東甲信越静 社会教育研究大会兼 第51回千葉県社会教育振興大会	27日(木)午後 28日(金)午前	千葉県文化会館 TKPガーデンシティ千葉
11	2月	第2回佐倉市社会教育委員会議	調整中	調整中
12	2月	第3回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会	調整中	八街市役所
13	3月10日(金)	第58回全国社会教育研究大会 実行委員会(大会報告等)	13:15 ~ 16:00	千葉県 総合教育センター



## 平成 28 年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市民生委員・児童委員協議会（民児協） 会員数（団体の場合） 204 名

## 平成 28 年度の活動方針

- 地域住民と関係機関及び民生委員・児童委員の連携強化
- 「災害時要援護者支援活動の推進」の継続と地域への啓発
- 生活課題を抱えた人達への支援
- 研修事業の充実、各種研修への積極的参加
- 地区民児協定例会の充実

月 日	活 動 内 容	場 所
毎月	地区会長会議	佐倉市役所
毎月	各地区民児協定例会	市内 8 か所
随時	生活福祉資金貸付け事業（教育支援資金など）	
4・12月	新任民生委員児童委員研修会	千葉市
5・8・11・2月	児童虐待防止ネットワーク実務者会議への参画	
5・8・11・2月	児童専門部会	佐倉市役所
6・10月	高齢者専門部会	佐倉市役所
6・9・12・3月	広報研修専門部会	佐倉市役所
4・10月	民児協通信発行	
4月	前年度会計監査	
〃	就学援助手続への対応（修学資金援助）	
5月12日	民生委員・児童委員の日	
〃19日	佐倉市民児協28年度総会、佐倉市民児協研修会	志津コミュニティセンター
7月1日	社会を明るくする運動に協力	市内各駅頭
9月	中堅民生委員児童委員講座	
〃	歳末助け合い配分対象世帯調査	
〃	敬老の集いに参画	各地区社協
10月	全国民生委員児童委員大会に代表が参加	香川県
〃	共同募金に協力	
11月	第66回千葉県社会福祉大会	千葉市
〃	歳末助け合い運動に協力	
12月	民生委員・児童委員委嘱状交付式	志津コミュニティセンター
〃	歳末助け合い配分金交付（一人親等困窮世帯への配分）	
1月	市長市政報告会	各地区
〃	単位民児協会長研修会	
2月	主任児童委員研修	千葉市

平成28年度 事業・活動計画書

団体・機関名

保護司会佐倉市分会

会員数 20名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月19日	分会27年度総会	佐倉市役所
4月25日	県「社明」推進委員会	千葉県教育会館
5月19日	第一期保護司定期研修	市役所
6月27日	薬物乱用防止キャンペーン	四街道駅
7月1日	「社明」街頭広報活動	市内JR、市内京成駅頭
7月5日	青少年非行防止相談	佐倉市役所
7月6日	「社明」講演と児童・生徒音楽演奏の集い	佐倉市民音楽ホール
7月下旬~8月下旬	佐倉市内盆踊り会場周辺防犯パトロール	佐倉市内
8月中旬	「社明」佐倉市分会実施結果検討会	佐倉市役所
8月19日	第二期保護司定期研修	四街道市役所
9月9日	保護司・更女合同役員会	佐倉市役所
10月5日	保護司県内矯正施設等視察研修	警視庁施設
10月26日	佐倉市学校保護司連携会議	佐倉市内
11月上旬	佐倉市「社明」推進委員会矯正施設等視察研修	未定
11月17日	第60回千葉県更生保護大会	佐原文化会館
11月18日	第三期保護司定期研修	酒々井町中央公民館
11月下旬	麻薬・覚せい剤乱用防止運動	未定
2月10日	第四期保護司定期研修	四街道市役所
2月上旬	保護観察所主任官との特別研修	佐倉市役所
2月中旬	「社明」佐倉市推進委員会	//
3月中旬	保護司・更女合同役員会	佐倉市内
3月下旬	保護司会佐倉市分会年度末研修	//
年間随時	佐倉市ミ二集会助言活動参加	佐倉市内各地
	佐倉市住民福祉懇談会出席	//
	中学校との連携活動実施	市内中学校
	防犯パトロール参加	佐倉市内各地
	協力雇用主開拓	佐倉市内

## 平成 28 年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市社会福祉協議会 会員数 41,143 (28.3.31 現在)

月 日	活動内容	場 所
通年	地区社会福祉協議会活動（世代間交流事業、各種スポーツ大会など）を通じて、青少年の健全育成を図る。	市内全域
第2水曜日 第3土曜日	障がい児と健常児のふれあいの場、子育て支援の場として「おもちゃ図書館」を開館する。	西部地域福祉センター
第2土曜日 第4水曜日		南部地域福祉センター
通年	ボランティア活動に関する情報提供や相談に応じ、活動の推進を図る。	ボランティアセンター
年1回	交通遺児激励見舞金・勉学奨励金の交付	
通年	学校とボランティアグループや地区社協、当事者団体、社会福祉施設などが連携し、ボランティア体験や福祉教育に取り組み、地域社会の一員としての役割の認識と自己実現を支援する。	
10～12月	共同募金運動への参加を呼びかけ、街頭募金活動などを通じて、助け合いの気持ちを育てる。	市内学校、地域
通年	奨学福祉事業（奨学生の募集、奨学生の研修） 次代を担う学生の勉学金を支援し、人材の育成を図る。	
通年	生活困窮世帯子ども支援事業 経済的な理由等により生活困窮世帯に属する子どもが元気に育つ為に必要な資金を交付し自立を援助する。 学習支援活動 生活困窮者自立支援事業を通じて、生活困窮世帯に属する児童・生徒に対し、学生や市民のボランティアによる学習支援活動を行う。	
11月27日 (日)	ボランティア・市民活動フェスタ2016（仮称） 子どもから高齢者まで、幅広い世代の地域住民に、ボランティア・市民活動を見て、聞いて、体験してもらい、活動の担い手や理解者・支援者の輪を広げることを目的に開催する。 内容は、各種体験コーナー（子ども遊び、手話、要約筆記、車いす、アイマスクなど）、団体活動紹介ブース、物品販売、模擬店、フリーマーケット、来場者との交流、ポスター展、ボランティア相談コーナー、スタンプラリーなど	中央公民館

## 平成28年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市立佐倉東小学校 会員数(団体の場合) 293名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月8日	人権・生徒指導推進部会議 (以下、毎週金曜日実施)	佐倉東小学校内
4月13日	なかよし集会・なかよしタイム1	佐倉東小学校内
4月18日	第1回佐倉東小学校ガードパトロール代表者会議	佐倉東小学校内
4月20日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
4月22日	第1回 佐倉市生徒指導担当者会議	和田ふるさと館
4月22日	なかよし集会・なかよしタイム2	佐倉東小学校内
4月22日	ふれあい給食1	佐倉東小学校内
4月23日	学区ガードパトロール総会	佐倉東小学校内
4月26日	第1回学校人権教育研究推進校協議会	県総合教育センター
5月12日	生徒指導研修会	佐倉東小学校内
5月16日	教育相談週間 (～6/30) ※Q-Uアンケート実施・活用	佐倉東小学校内
5月18日	佐倉地区青少年育成住民会議定期総会	佐倉中央公民館
5月19日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
5月20日	小中学校生徒指導推進研究協議会 (管理職)	印旛教育会館
5月23日	佐倉・南部地区小中学校連携協議会	佐倉中学校他
5月25日	第2回 佐倉市生徒指導担当者会議	和田ふるさと館
5月26日	佐倉警察署管内学校警察連絡委員会	ホテルリッチタイム
5月31日	第2回学校人権教育研究推進校協議会	県総合教育センター
6月9日	ふれあい給食2	佐倉東小学校内
6月15日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
6月18日	教育ミニ集会	佐倉東小学校内
7月5日	第1回佐倉市・酒々井町小中学校生徒指導連絡協議会	和田ふるさと館
7月14日	佐倉東小学校地区町づくり協議会	佐倉東小学校内
7月19日	第1回佐倉東中学校区小中連携推進会議	各小中学校 (3会場)
7月21日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	ベイシア店周辺
7月23日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	千成地区夏祭り
7月27日	生徒指導研修会	佐倉東小学校内
8月17日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
9月15日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
9月21日	なかよし集会・なかよしタイム3	佐倉東小学校内
10月14日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	さくら祭礼巡行
10月17日	教育相談週間 (～11/30)	佐倉東小学校内
10月17日	第2回佐倉東小学校ガードパトロール代表者会議	佐倉東小学校内
10月19日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
10月21日	第3回学校人権教育研究推進校協議会	県総合教育センター
10月26日	第3回 佐倉市生徒指導担当者会議	和田ふるさと館
10月26日	なかよし集会・なかよしタイム4	佐倉東小学校内

## 平成28年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市立佐倉東小学校 会員数(団体の場合) 293名

月 日	活 動 内 容	場 所
11月4日	なかよし集会・なかよしタイム5	佐倉東小学校内
11月4日	人権教育研修会	佐倉東小学校内
11月15日	第4回学校人権教育研究推進校協議会	県総合教育センター
11月17日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	JR佐倉駅周辺
12月6日	人権集会	佐倉東小学校内
12月7日	第2回佐倉市・酒々井町小中学校生徒指導連絡協議会	佐倉中央公民館
12月13日	ふれあい給食3	佐倉東小学校内
12月21日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
1月19日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
1月25日	なかよし集会・なかよしタイム6	佐倉東小学校内
1月31日	第5回学校人権教育研究推進校協議会	県総合教育センター
2月3日	第4回 佐倉市生徒指導担当者会議	和田ふるさと館
2月15日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
2月22日	第3回佐倉市・酒々井町小中学校生徒指導連絡協議会	佐倉中央公民館
2月24日	ふれあい給食4	佐倉東小学校内
3月16日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	JR佐倉駅周辺
常時	集団登校, 集団下校 (地区別)	佐倉東小学校学区
未定	第2回佐倉東中学校区小中連携推進会議	各小中学校 (3会場)
未定	第3回佐倉東中学校区小中連携推進会議	各小中学校 (3会場)

## 平成28年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市校長会

会員数 35名

月 日	活 動 内 容	場 所
<p>《活動方針》</p> <p>①各学校における児童生徒理解及び生徒指導の推進                  ②学校と家庭・地域・行政機関との情報共有、連携強化                  ③各中学校区（11校区）における小中連携の強化</p>		
<p>《組織》</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <pre>                     graph TD                         A[佐倉市校長会] --- B[教育課題部]                         A --- C[生徒指導部]                         A --- D[財政施設部]                         A --- E[研修部]                         A --- F[学校・警察連絡委員会]                     </pre> </div> <div> <p>○地区別…佐倉・南部地区                          …志津地区                          …白井地区</p> </div> </div>		
<p>4月11日(月)</p> <p>5月11日(水)</p> <p>6月14日(火)</p> <p>6月26日(木)</p> <p>6月28日(火)</p> <p>7月 6日(水)</p> <p>7月12日(火)</p> <p>8月 3日(水)</p> <p>10月 4日(火)</p> <p>10月 4日(火)</p> <p>11月 8日(火)</p> <p>12月 7日(水)</p> <p>2月上旬</p> <p>2月22日(水)</p> <p>2月24日(金)</p>	<p>第1回研修会…定期総会</p> <p>第2回研修会…各専門部活動計画等</p> <p>中学校長研修会…情報交換等</p> <p>学校・警察連絡委員会総会</p> <p>第1回佐倉市・酒々井町中高校長連絡会議</p> <p>第3回研修会</p> <p>第1回生徒指導連絡会議</p> <p>第4回研修会…生徒指導に関する研修</p> <p>第5回研修会</p> <p>中学校長研修会…情報交換等</p> <p>第6回研修会</p> <p>第2回生徒指導連絡会議</p> <p>第2回佐倉市・酒々井町中高校長連絡会議</p> <p>第3回生徒指導連絡会議</p> <p>第7回研修会…専門部の活動のまとめ</p>	<p>スポーツ資料館</p> <p>中央公民館</p> <p>白井西中学校</p> <p>市内</p> <p>市内</p> <p>市内</p> <p>中央公民館</p> <p>市美術館</p> <p>志津公民館</p> <p>西志津中学校</p> <p>中央公民館</p> <p>中央公民館</p> <p>市内</p> <p>中央公民館</p> <p>中央公民館</p>

※   は「青少年問題協議会」に直結している内容のもの

## 平成28年度 活動計画

団体名 千葉県立佐倉西高等学校

月 日	活 動 内 容	場 所
5月20日	第1回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉南高校
6月 8日	印旛地区中・高生徒指導連絡協議会総会	印旛教育会館
6月14日	第2回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	四街道北高校
6月24日	四街道地区中・高生徒指導連絡協議会	四街道青少年 育成センター
7月 8日	第3回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	愛国学園高校
9月 7日	第4回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	下総高校
10月 5日	印旛地区中・高生徒指導連絡協議会	印旛教育会館
10月19日	第5回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会 及び研修会	日本医療福祉大学
11月18日	印旛地区中・高生徒指導連絡協議会、研究 協議会	印旛教育会館
12月 2日	第6回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会 印旛地区高等学校・PTA合同研修	歴史民俗博物館 (佐倉高校)
1月未定	四街道地区中・高生徒指導連絡協議会	四街道青少年 育成センター
1月13日	第7回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校
3月10日	第8回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉南高校
3月 未定	四街道地区中・高生徒指導連絡協議会	四街道青少年 育成センター

## 平成28年度 事業・活動計画書

団体名 千葉県立佐倉東高等学校

月 日	活 動 内 容	場 所
5月20日	第1回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉南高校
6月7日	千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会(総会)	千葉県青少年女性会館
6月8日	印旛地区中・高生徒指導連絡協議会(総会)	印旛教育会館
6月14日	第2回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	四街道北高校
7月8日	第3回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	愛国学園大学付属 四街道高校
9月7日	第4回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	下総高校
10月5日	中・高生徒指導連絡協議会(北総教育事務所主催)	印旛教育会館
10月16日	佐倉市内4高校PTA合同研修会(街頭巡回指導)	佐倉高校
10月19日	第5回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会(研修会:学校見学)	日本医療福祉大学
12月2日	第6回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉高校
12月2日	印旛地区高等学校・PTA合同研修会	国立歴史民俗博物館
12月4日	佐倉市内4高校PTA合同研修会(街頭巡回指導)	佐倉高校
1月13日	第7回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校
3月10日	第8回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉南高校



活動テーマ 青少年の健全育成活動を通してのまちづくり

～ふるさと佐倉を自慢できる青少年の育成～

活動方針 地域の教育力の担い手として

1 青少年健全育成活動の推進

2 身近な地域での活動の充実

3 各種関係団体との連携の推進

月 日	活動内容	場 所	青少年募集数	主催共催等
4月17日	平成28年度定期総会	ウィシュトンホテル・ユーカリ		主催
5月29日	ゴミゼロ運動	各地区		
6月19日	青少年相談員交流会	佐倉草ぶえの丘		主催
6月26日	ソフトドッジボール交流大会	市民体育館	400人	主催
10月1日	印旛地区少年の日 ・地域のつどい大会	印西市	佐倉市から 10人	千葉県
11月(未定)	青少年相談員研修会	未定		主催
1月9日	佐倉市成人式	市民音楽ホール	1700人	協力
1月15日	たこあげ大会	岩名運動公園陸上競 技場	100人	主催
3月5日	綱引き大会	市民体育館	300人	主催
3月26日	佐倉朝日健康マラソン大会	岩名運動公園陸上競 技場		協力
3月下旬	青少年相談員トピックス発行			主催

## 平成28年度 事業・活動計画書

団体名 印旛健康福祉センター

月 日	活 動 内 容	場 所
6月27日 11月頃	1 覚せい剤等薬物乱用防止対策 ・薬物乱用防止の街頭キャンペーン ・	J R 四街道駅前 京成佐倉駅前
6月	2 不正栽培大麻・けし撲滅運動 ・管内を巡回し、けしなどを発見した場合には抜去する	管内
通年	3 精神保健福祉相談・訪問援助 ・精神科嘱託医と精神保健福祉相談員が「心の相談や精神障害等」の相談に応ずる	電話 面接：当センター
未定 7月25日	4 思春期保健事業 ・学生を対象とした講演会を実施（計画中） ・小中学校教員、市町母子保健担当者向け講演会	各学校 当センター
通年 未定 偶数月第3金曜 奇数月第3金曜	5 自殺対策事業 ・相談窓口一覧表（一般向け）をHPに掲載 ・市町村等相談支援者向け研修会 ・遺族向け相談会（6回・千葉いのちの電話） ・遺族向け対面相談（6回・千葉いのちの電話）	当センター
通年	6 配偶者暴力相談支援センター事業 ・電話相談：土日祝日を除く平日9：00～17：00 ・面接相談：火曜日（予約制）	当センター
11月頃 6月16日・6月30日 通年	7 エイズ（後天性免疫不全症候群）対策事業 ・街頭キャンペーン ・生徒・学生を対象とした講演会を実施 ・エイズ相談：土日祝日を除く平日8：30～17：15 ・エイズ検査：無料・匿名、日中・夜間検査あり ・希望者には、性感感染症（クラミジア・梅毒）肝炎ウイルス（C型肝炎ウイルス・B型肝炎ウイルス）の検査も同時に無料で行う	京成佐倉駅前 管内学校 当センター 当センター

## 新規学校卒業者の採用選考開始時期等の取決め（平成28年度）

成田公共職業安定所

中 学 校	<p>○公共職業安定所にて求人の受付開始</p> <p>○事業主への求人票返戻開始 *安定所より管内（成田市・佐倉市・印西市・富里市・印旛郡・山武郡のうち芝山町）の各中学校（就職希望者のいる）へ連絡。</p> <p>○学校推薦・選考開始 *学校から、安定所経由で、応募者の「紹介状・全国統一応募書類」を事業主へ送付。</p> <p>○採用内定開始 * 応募者へ選考結果の連絡。 * 安定所へ採否通知書にて採否の連絡。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>※ 採否通知書……紹介状（3枚複写）の2枚目、3枚目 ・ 2枚目…事業所管轄安定所へ送付 ・ 3枚目…応募者の学校管轄安定所へ送付</p> </div>	<p>6月20日～ 7月 1日～</p> <p>1月 1日～</p> <p>1月 1日～</p>
高 等 学 校	<p>○公共職業安定所にて求人の受付開始 *安定所の受理印の無い求人票での求人活動は不可。</p> <p>○事業主への求人票返戻開始 *事業主より各学校へ連絡 *安定所の管外の学校に連絡する場合、当該学校の管轄安定所に連絡する必要はない。</p> <p>○学校推薦開始 *学校から、応募者の「全国統一応募書類」（履歴書・調査書）を送付。 *学校からの応募書類の到着は、9月5日以降となるように。</p> <p>○選考開始（生徒の応募は1人1社まで）</p> <p>○採用内定開始 *選考結果は原則1週間以内に決定し、応募者及び学校あてに通知する。</p> <p>○1人原則2社まで複数応募が可能 *千葉県高等学校就職問題検討会議の申し合わせによる。</p>	<p>6月20日～ 7月 1日～</p> <p>9月 5日～</p> <p>9月16日～ 9月16日～</p> <p>10月 1日～</p>
専 門 ・ 短 大 ・ 大 学 等	<p>○安定所における求人の受付開始</p> <p>○安定所における求人票の開示開始</p> <p>○選考開始</p> <p>○採用（正式）内定開始</p>	<p>3月 1日～ <u>6月 1日～</u></p> <p>10月 1日～</p>

新規学校卒業者の求人・求職・就職の状況報告

平成28年3月末日 現在

(都道府県名) 千葉  
(安定所名) 成田

		① 求人数 (人)	② 就職希望者数 (人)	③ ②のうち 就職内定者数	④ 求人倍率 ①/② (倍)	⑤ 就職内定率 ③/②×100 (%)
中 学	計	14	3	2	4.67	66.7
	男		2	2		100.0
	女		1	0		0.0
高 校	計	1241	436	434	2.85	99.5
	男		221	221		100.0
	女		215	213		99.1

- 1 求人数については、求人事業所を管轄する安定所が受け付けた求人数を記入し、連絡を受けた求人数は含めないこと。
- 2 就職希望者数は、学校又は安定所の紹介を希望する者のみの数を記入し  
 自営・縁故就職・公務員への応募等学校又は安定所の紹介によらない  
 就職を希望する者の数は含めないこと。  
 なお、複数の希望を有する者については第一希望のものを計上すること。
- 3 就職希望者数は、学校に求職の申込をしている者と安定所のみで求職の  
 申込みをしている者との合計数となるようにすること。
- 4 中等教育学校については高校に含めて計上すること。

別紙様式

学報第4号に係る附属表(私立高等学校の求職・就職状況)

平成28年3月末日 現在

安定所名 成田

	① 学校又は安定所 の紹介を希望する 求職者数 (人)	② 学校又は安定所 の紹介による就職 決定者数 (人)	③ 就職決定率 $②/① \times 100$ (%)
計	15	15	100.0
男	10	10	100.0
女	5	5	100.0

注 計上については、学報4号に準じて行うこと。

平成28年3月新規学校卒業者の進路状況

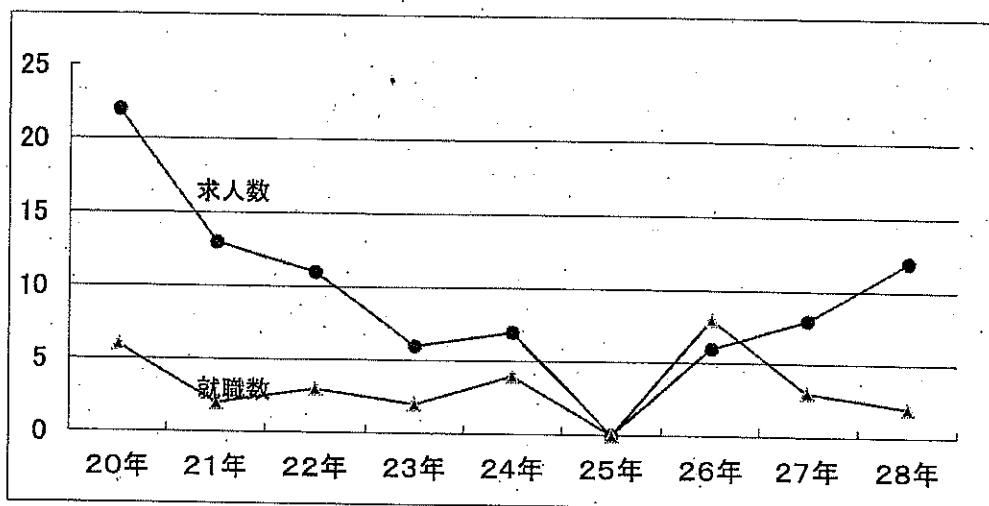
平成28年4月現在

安定所名 成田

進路別	中学校		高等学校		専修学校		高等専門学校		短期大学		大学					
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女				
1 卒業者総数	4329	2271	2058	3104	1603	1501	662	431	231	196	8	188	371	251	120	
2 進学者数	4276	2240	2036	1805	964	841	163	162	1	1	0	1	59	50	9	
3 就職者数	計	5	5	0	528	276	252	499	269	230	192	8	184	296	191	105
	県内	4	4	0	488	250	238	265	117	148	181	8	173	58	35	23
	県外	1	1	0	40	26	14	234	152	82	11	0	11	238	156	82
4 3のうち学校 (安定所)の 紹介によるもの	計	2	2	0	434	221	213									
	県内	2	2	0	410	206	204									
	県外	0	0	0	24	15	9									
5 公共職業訓練校入校者数	0	0	0	5	5	0										
6 専修・各種学校入校者数	10	4	6	610	268	342										
7 家事・家業・その他	38	22	16	156	90	66										

## 新規学校卒業者の求人及び就職者の推移(各年3月末現在) (成田所管内)

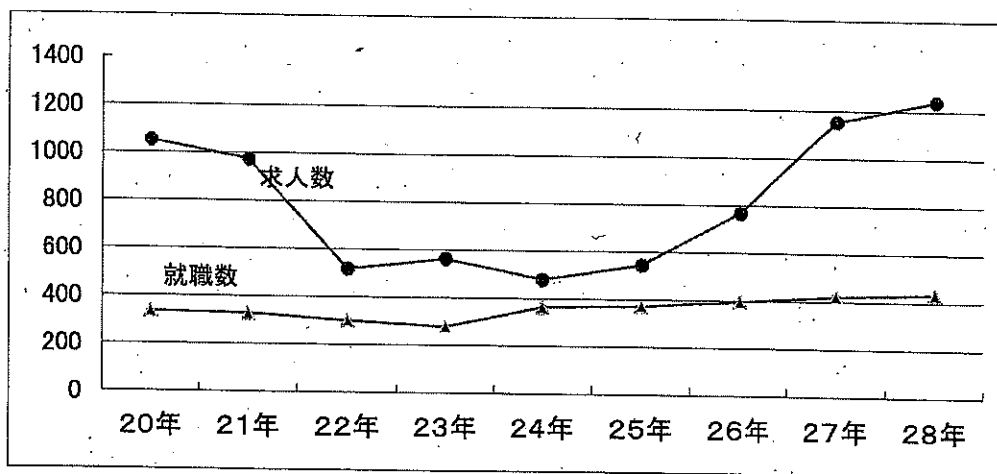
(中学校)



(平成)

項目 \ 年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
求人	22	13	11	6	7	0	6	8	12
就職	6	2	3	2	4	0	8	3	2

(高等学校)



(平成)

項目 \ 年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
求人	1,052	974	519	564	481	545	768	1,155	1,241
就職	335	328	300	278	364	372	396	422	434

新規中学校卒業者の求職動向報告

成田公共職業安定所

	1 卒業予定者数	2 就職希望者数	3 就職が進学等か未定の者数
合 計	4,412 (118)	(0)	0 (0)
男 子	2,329 (77)	(0)	0 (0)
女 子	2,083 (41)	0 (0)	0 (0)

- (注) 1. ( )内には障害者数(ひら数)を記入すること。  
 2. 本報告は、前期求職動向の把握の結果を計上し、後期求職動向の把握の結果は学報第4号様式「新規学校卒業者の求職・求人・就職の状況報告」に  
 おいて計上、報告すること。  
 3. 3欄の「進学等」とは、高等学校への進学、職業訓練施設への入所、専修・各種学校への入校を含む。



平成29年3月(高等学校)中等教育学校卒業者の求職動向調査結果

成田公共職業安定所

1 卒業 予定者数	2 1のうち 進学 希望者数	3 1のうち 就職 希望者数	4 1のうち その他 の希望者 (未定を含む)	5 3のうち 学校又は 安定所の 紹介による 就職希望者	6 5の職業群別の内訳											
					(1) 管理的・ 職業	(2) 専門的・ 技術的・ 職業	(3) 事務的・ 職業	(4) 販売の 職業	(5) サービスの 職業	(6) 保安の 職業	(7) 農林漁業 の職業	(8) 生産工程 の職業	(9) 輸送・ 機械運転 の職業	(10) 建設・ 採掘 の職業	(11) 運搬・ 清掃・ 包装等の 職業	(12) 希望職業 未定
計	3039 (90)	2413 (32)	97	449 (32)	0	33	71	87	77	12	12	35	10	11	25	76
男	1555 (50)	1215 (21)	54	229 (21)	0	26	29	24	29	10	12	24	10	11	20	34
女	1484 (40)	1198 (11)	43	220 (11)	0	7	42	63	48	2	0	11	0	0	5	42
計				34	0	0	4	8	18	0	0	3	0	1	0	0
男				13	0	0	2	0	10	0	0	0	0	1	0	0
女				21	0	0	2	8	8	0	0	3	0	0	0	0
在外 就職希望 者数 都道府県名 又は通称									東京							

注 1. 1欄、3欄、5欄の( )は、除き者数(うち数)を計上すること。  
 2. 2欄から6欄の各項目において複数の希望を有する者については、第1希望のものを計上する。ただし、県外就職希望者は県外就職を第2希望とする者も含め計上すること。  
 3. 2欄から4欄の合計は1欄に一致し、6の(1)欄から(7)欄の合計は5欄に一致すること。  
 4. 3欄には、自営、継続就職、公務員への応募希望者又は安定所の紹介による就職希望者も含まれること。  
 5. 4欄には、希望連絡が未定な者のほか、家事手伝い等無業となる者を計上すること。  
 6. 「主たる就職希望都道府県名又は地域名」の欄には、当該学校の県外就職希望者が比較的多い等、学校として求人情報の提供を希望する都道府県名、地域名を記入すること。

平成28年度 事業計画

団体名 少年警察ボランティア協議会

構成人数 15名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月16日	街頭防犯活動（午後8時より）	JR八街駅周辺
5月21日	〃	JR佐倉駅周辺
6月18日	〃	京成・JR酒々井駅周辺
7月30日	〃	ユーカーまつり会場
8月20日	〃	JR八街駅周辺
9月17日	〃	ユーカーが丘駅周辺
10月14日	2016地域防犯ボランティア県民大会	千葉市
10月15日	街頭防犯活動	JR佐倉駅周辺
11月19日	〃	JR八街駅周辺
12月17日	〃	ユーカーが丘駅周辺
1月21日	〃	JR佐倉駅周辺
2月18日	〃	JR八街駅周辺
3月18日	〃	ユーカーが丘駅周辺
	その他、各地区（佐倉市、八街市、酒々井町） 行事等に参加	

## 平成28年度 事業・活動計画書

### 佐倉市青少年育成市民会議

佐倉市青少年育成市民会議は、国が少年非行を防止するため国民が一体となって青少年の健全育成に取り組む国民運動を展開しようと呼びかけ、それに呼応し、昭和57年に佐倉市青少年育成市民会議が設立されました。市内7地区に住民会議があり、子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るためのパトロール活動や地域交流まつりなどを展開し、地域の中で子どもたちの健やかな育ちを応援しています。

### 主な活動

月 日	事業名	実施場所
7月1日	社会を明るくする運動街頭啓発	市内各駅街頭
7月6日	社会を明るくする運動 講演と児童生徒音楽のつどい	佐倉市民音楽ホール
7月14日	第1回運営委員会	佐倉市役所
9月25日	「私の思い」中学生の主張千葉県大会	千葉市文化センター
11月	青少年育成千葉県民会議推進大会	千葉市内
1月9日	佐倉市成人式	佐倉市民音楽ホール
3月下旬	第2回運営委員会	佐倉市役所

### 【主な活動の紹介】

#### 畑の学校（6月～11月まで11回）

子どもたちの自然体験が少なくなる中で、農作業を通じ自然や環境を大切にする気持ちや食の大切さを学んで、子どもたちの豊かな感性を育もうとする事業です。

栽培している農作物は、ジャガイモ、サツマイモ、かぼちゃ、ミニトマト等で、37組145名の親子が参加しています。



#### 各地区パトロール

子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るため、各地区の駅前や公園などを中心に、パトロールを夜間を実施しています。また、志津地区では、有害図書の販売や深夜営業の店舗をパトロールすることにより、青少年の健全な育成に役立っています。



## 平成28年度 佐倉市子ども会育成連盟の活動について

(1) 加入子ども会数 34団体 会員数 2,007人

期 日	事 業 名	場 所
5月9日(月)	市子連総会	社会福祉センター
6月14日(火)	育成者ゲーム講習会	青少年センター
9~10月上旬	市子連第1回役員会	青少年センター
10月23日(日)	中央交流フェスティバル	佐倉市民体育館
11月7日(月)	育成者クリスマス講習会	根郷公民館 ホール
3月下旬	市子連第2回役員会	未定

### (2) 平成28年度事業計画抜粋

※その他、千葉県子ども会育成連合会、印旛郡市子ども会育成連合会の事業や会議に参加

### (3) 主な活動

#### ①子ども会育成者講習会

- ・6/14(火) ゲーム講習会
- ・11/7(月) クリスマス講習会



#### ②ジュニアリーダー初級認定講習会

- ・今年は市内の5, 6年生が31名参加
- ・全9回の講習を行う



#### ③子ども会中央交流フェスティバル

- ・10/23(日) 市民体育館にて開催
- ・地区子連やジュニアリーダーズクラブ、ヤングプラザなど地域の団体と協力しながら様々な体験の機会を設ける



## 平成28年度佐倉市体育協会事業計画

月	日	曜日	事業名	会場	対象
3	6	日	春季少年野球大会(～4/2迄)	長嶋記念球場他	小学生
4	21	木	第1回理事会	社会福祉センター3階 中会議室	体協理事
	24	日	市民ソフトボール大会(～4/29迄)	長嶋記念球場	一般
	25	月	市民ゴルフ大会	麻倉GC	一般
	1	日	春季市民野球大会(～6/26迄)	長嶋記念球場他	一般
5	3	火	佐倉市長杯中学生レスリング大会	佐倉市民体育館	中学生
	8	日	市民テニス大会(～5/28迄)	岩名・直弥テニスコート	高・一般
	12	木	佐倉市体育協会総会	社会福祉センター3階 中会議室	体協理事他
	21	土	市民弓道大会(～5/28迄)	佐倉市民体育館	高・一般
	22	日	市民ソフトテニス大会(～5/29迄)	岩名テニスコート	高・一般
	28	土	市民バスケットボール大会(～5/29迄)	佐倉市民体育館	高・一般
	5	日	市民卓球大会	市民体育館	中・高・一般
6	12	日	市民剣道大会	佐倉市民体育館	小学生～一般
	19	日	市民バドミントン大会	佐倉市民体育館	高・一般
	3	日	市民バレーボール大会	佐倉市民体育館	高・一般
8	27	土	佐倉市近隣柔道大会	佐倉市民体育館	中学生
9	19	月	佐倉市少年サッカー一選手権大会(～9/24迄)	岩名球技場他	小学生
10	10	月	市民空手道大会	佐倉市民体育館	小学生～一般
	15	土	佐倉市子ども相撲大会	岩名相撲場	小学生(4,5,6年)
	16	日	市民サッカー大会(～10/30迄)	岩名球技場	一般
11	6	日	佐倉市陸上競技選手権大会	岩名陸上競技場	小学生～一般
12	23	金	市民バウンドテニス大会	佐倉市民体育館	一般
1			第2回理事会		理事
1			市民スキー	山形蔵王	小学生～一般
3			市民ボウリング大会	ユーカーボウル	一般

### 千葉県・印旛郡体育協会主催事業

7	2	土	第67回印旛郡市民体育大会総合開会式	八街中央公民館大会議室	高・一般
	10	日	第67回印旛郡市民体育大会(～7/24迄)	郡内各会場	高・一般
8	27	土	第67回印旛郡市民体育大会総合閉会式	八街市	高・一般
	27	土	第66回千葉県民体育大会団結式	八街市	高・一般
			第66回千葉県民体育大会夏季大会		高・一般
			第66回千葉県民体育大会秋季大会		高・一般
			第66回千葉県民体育大会冬季大会		高・一般
12	4	日	第86回印旛駅伝競走大会	岩名陸上競技場	高・一般
			第66回千葉県民体育大会冬季大会(スキー)		高・一般

### 後援・協力行事

5	15	日	第25回わんぱく相撲佐倉場所	岩名土俵場	小学生
10	10	月	さくらスポーツフェスティバル	岩名陸上競技場	小学生～一般
11	23	水	第63回佐倉市制記念駅伝競走大会	岩名陸上競技場	中学生～一般
			トップアスリートスポーツ教室(ラグビー教室)	岩名球技場	
3	26	日	第36回佐倉朝日健康マラソン大会	岩名陸上競技場	小学生～一般

## 平成28年度 事業・活動計画書

団体・機関名      スポーツ推進委員      会員数（団体の場合）      30名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月 9日	第1回会議 ・スポーツ推進委員委嘱、役員決め	佐倉市役所社会福祉 センター中会議室
5月18日	第2回会議 ・ニュースポーツまつりについて	市民体育館
6月25日	ニュースポーツまつり	市民体育館
8月24日	第3回会議 ・さくらスポーツフェスティバルについて	市民体育館
10月10日	さくらスポーツフェスティバル 第4回会議 ・冬期事業について	岩名競技場
12月11日	佐倉市スポーツ推進委員冬期事業	市民体育館
3月26日	第36回佐倉朝日健康マラソン	岩名競技場

平成28年度活動計画について

月	日	曜	主な活動内容	会場	備考
4	8	金	郡P連 広報紙コンクール審査会	印旛教育会館	
	12	火	◆市P連 第1回運営委員会	佐倉中央公民館	予約済
5	14	土	◆市P連 定期総会・表彰祝賀会 歓送迎会	佐倉厚生園記念館	予約済
	21	土	郡P連 本部役員会議・第1回理事会 総会・表彰式	印旛教育会館	郡感謝状 各コンクール
6	3	金	◆市P連 第2回運営委員会	佐倉市中央公民館 大ホール	予約済
	4	土	県PTA定期総会・表彰式	県教育会館	県功労者表彰
	8	水	◆市P連 バレーボール大会 前日準備	佐倉市民体育館	予約済
	9 10	木 金	◆市P連 バレーボール大会	佐倉市民体育館	予約済
	17	金	郡P連 市町P連会長・事務局長会議	印旛教育会館	
7	2	土	郡P連 バレーボール大会	富里社会体育館	
	15	金	郡P連 標語・作文コンクール作品 応募〆切		
	—夏季休業中校外巡回指導—				
	22	金	郡P連 標語・作文コンクール作品審査会	印旛教育会館	
8	6	土	印旛郡市社会教育振興大会	成田市スカイタウンホール	
9	13	火	郡P連 第2回理事会	印旛教育会館	
10	3	月	◆市P連 第3回運営委員会	佐倉中央公民館 学習室3	予約済
	21 22	金 土	関東ブロックPTA研究大会茨城大会	茨城県水戸市他	
	27	木	千葉県PTAバレーボール大会	千葉県総合スポーツセンター	
	未定		◆市P連 視察研修会	未定	例年10~11月
11	19	土	千葉県PTA研究大会葛南大会	八千代市民会館	提案：染井野小
	未定		郡P連 視察研修会		担当：佐倉市
12	3	土	◆市P連 運営研修会	佐倉中央公民館 全館	予約済
	—冬季休業中校外巡回指導—				
1	27	金	郡P連 第3回理事会	印旛教育会館	
2	15	水	◆市P連 第4回運営委員会	佐倉中央公民館 大ホール	予約済
3	15	水	郡P連 広報紙コンクール作品応募〆切		
4	7	金	広報紙コンクール作品審査会	印旛教育会館	

## 人権擁護委員の活動状況

### 【佐倉市人権擁護委員協議会】 H28.7.1

〈千葉地方法務局佐倉市局管内=印旛郡= 7市2町 人権擁護委員61人〉  
実際の事業は、下記の部会での活動となる。

[一部会] 佐倉市14人・四街道市6人・八街市5人・酒々井町3人	計28人
[二部会] 成田市13人・富里市5人・栄町3人	計21人
[三部会] 印西市9人・白井市4人	計13人

1. 常務委員会 常務委員は各部会の連絡調整を行う。佐倉支局管内で一斉に行う行事（=人権擁護精神の高揚・啓発）の決定と調整。  
常務委員は、各市町村より1～2名選出。現在、2名
2. 研 修 人権擁護委員としての資質向上のため、佐倉支局管内の人権擁護委員の合同研修。年1回。本年は、成田市文化芸術センターにおいて「セクシュアルマイノリティと学校教育」をテーマに研修
3. 相 談 常設人権相談：佐倉支局で毎週水曜日（午前10時から午後4時）  
61人の委員で担当（一人年1回程度）

### 【佐倉市人権擁護委員協議会第一部会】

- 〈研 修〉 7月21日・H28年2月2日市民相談委員との合同研修
- 〈啓 発〉 広報誌による啓発運動  
6月は「人権擁護委員の日」を委員の名と共に5月15日号に掲載  
12月4日～10日の人権週刊を11月15日号に掲載  
『佐倉市小学生人権標語コンテスト』5, 6年生対象応募数3,009点  
『さくらヒューマントーク2016』  
2月6日 講師：サヘル・ローズ氏 佐倉市民音楽ホールにて
- 〈相 談〉 人権相談／「佐倉市法律。人権・行政相談」約月3回開催、月1回担当  
ミレニアムセンター・志津コミュニティセンターにて
- 〈人権教室〉 市内の小中高校などで16回実施
- 〈人権出前事業〉 人権尊重のまちづくりデリバリー事業 市内5小、中学校にて実施  
1,631名



佐倉市健康こども部児童青少年課（児童虐待について）

【平成 27 年度児童家庭相談援助実績】

1. 相談全件数（実数）

26 年度からの継続ケース	306 件	（うち、虐待ケース 141 件、46%）
27 年度 新規ケース	409 件	（うち、虐待ケース 176 件、43%）
計	715 件	（うち、虐待ケース 317 件、44%）

2. 児童虐待新規ケース受付状況

①児童虐待の件数（平成 25 年度～平成 27 年度）

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件数	192 件	235 件	176 件

※同居人による児童虐待もネグレクトの一部に含まれる。

※児童の目の前のドメスティック・バイオレンス等も児童虐待に含まれる（心理的虐待）。

②平成 27 年度虐待行為の件数・割合

行為別	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
件数	57	23	96	0	176
割合	32%	13%	54%	0%	100%

3. 児童虐待の主な要因

- 親自身の育てられ方、親としての未熟さ、心理・精神的障害など親に起因する問題
- 夫婦関係のストレスや経済的な問題など家庭に起因する問題
- 地域や親類、社会資源との関係がうまくとれず孤立するなどしている問題

【相談体制等】（H28.4.1 現在）

・家庭児童相談班 7 名

○職員 5 名 班長（保育士）1 名、保健師 2 名、保育士 1 名、事務職員 1 名

○家庭児童員（非常勤一般職）2 名（保育士：週 4 日勤務、精神保健福祉士：週 3 日勤務）

【虐待予防・虐待防止への取り組み】

1. 怒鳴らない子育て練習講座の開催

子育て中の市民を対象に、子育ての不安感の解消と子育ての孤立防止、児童虐待の防止を目的として、入門講座を 7 回、7 回講座を 1 回実施している。

2. 養育支援訪問事業

虐待ハイリスク家庭への支援として、保健師・保育士による専門的訪問支援を延べ 97 回、育児支援ヘルパーの派遣を延べ 326 回実施した。

3. 児童虐待ネットワーク会議

佐倉市家庭内等における虐待・暴力対策ネットワーク会議を 1 回、事例検討を通しネットワークの関係機関の連携強化を図る実務者会議を 44 回実施した。また、個別ケース会議を 24 回、母子保健事業との連携会議・養育支援訪問事業連絡会議を 2 回実施した。

## 取組みから見える青少年及び青少年を取り巻く課題と解決のための提言について

青少年及び青少年を取り巻く課題	課題解決のための提言について
<p>○厳しい家庭環境の中で生活している子供たちへの支援（精神的、経済的）</p>	<p>○積極的な行政、関係機関の関わり、支援</p> <p style="text-align: center;">（臼井中学校）</p>
<p>○家族形態の急速な変化・家族関係の多様化。</p>	<p>○家庭は、基本的な生活習慣や食習慣を身に付ける場であり、豊かな心を育てる最も基本的な場であることを再認識する。</p> <p>○家庭において、親子がともに過ごす時間、親子のコミュニケーションという家庭教育を大切にし、核家族化などの家族形態の変化・家族関係の多様化の中で、子供を見守る親の目・親の意識こそが重要であることを再認識する。</p> <p style="text-align: center;">（佐倉西高等学校）</p>
<p>○民生委員としては、日常的に高齢者の孤立孤独死の問題などに関わってきましたが、地域・社会からの孤立は、高齢者世帯だけの問題でなく、子育てにも広がっていると感じます。</p> <p>○孤立や貧困も見た目だけでは分りにくくなってきています。子どもたちと日常的な接触の多い学校や保育園などからの「小さな気づき」情報を期待します。</p>	<p>○民児協の児童専門部会の委員等が関わって、家庭訪問型子育て支援「ホームスタート・さくら」が活動を始めました。NPOの「ほっとすぺーす・つき」が運営しており、民児協としても協力してまいりますので、多方面からの支援をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（民生委員・児童委員協議会）</p>
<p>○携帯電話によるトラブルが大変多いと伺っております。誹謗・中傷・いじめ etc、いじめがなくなることはないと思います。残念ながら。しかし、少しでも減らすことができる様、なくす事ができる様、何か力になればと思いつつ、活動していける様、努力して行きたいと思えます。</p> <p style="text-align: center;">（人権擁護委員）</p>	

平成28年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

団体・機関名 佐倉市立佐倉東小学校

## 青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

## 学校

消費社会化の浸透や高度情報化等の波が学校に押し寄せ、青少年の関心が多方面に広がる中で、学校は勉強をする場所というよりは友達と過ごす場所、という意識がみられ、真摯に努力し勉学するという価値観が薄れてきている。

## 家庭

家庭はコミュニティーの最小単位であり、良好な親子関係を築くことは青少年健全育成の基盤です。しかし近年、親子の関係をうまく築くことができない親や、かつて家庭が持っていた教育力の低下が見られるようになり、親子の在り方や家庭の機能を見直す必要性が生まれている。

## 地域

消費社会化の浸透や高度情報化、少子・高齢化などの影響によって、地域における人間関係の希薄化やコミュニティー意識の低下が叫ばれている。また青少年が多様な人と交流する機会や主体的に活動する場が少なく、地域における教育力の衰えなどが課題となっている。

## 高度情報化時代

青少年は多様なツールにより情報を積極的に収集・活用し、これを家族や友達等との間での新たなコミュニケーションの手段として利用している。反面、自然とふれあう機会や多様な人と接触する機会は減少し、青少年の孤立感は深まっている。また、直接肌で感じ経験していたことが、メディアを通じた間接経験へと変化し、当事者意識の薄れが危惧されるようになった。

## 上記の課題を解決するための提言

I 道徳の時間を要し、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進し、規範意識や忍耐力、情報モラル、公共心、マナーの向上、個性の伸長などを目指すとともに、自尊感情を育むための人権教育を推進していく。また、家庭、地域、学校園の連携により、あいさつ・手伝い運動を中心に、児童生徒の好ましい習慣づくりを推進する。

- 柱
- 青少年が自ら学び、自己決定と共同決定できる力を育てる
  - 基礎的な知識・技能を習得し、実際に活用できる実力を育てる
  - クラブ・部活動、学校行事などを通して、社会性や共同性を身に付ける
  - キャリア教育を推進し、青少年が早くから職業意識を持てるようにする

II 子育てをする中での孤立化を防ぎ、家庭内での問題を抱え込まないようにするため、親の悩みや不安を分かち合う機会や、子育て教室の開催や各種サークルの情報提供など、気軽に相談できる環境整備を行う。

- 柱 ○青少年の居場所であり、保護者の愛情を通して青少年の他者への信頼感と自己肯定感を育てる場にする
- 愛情による信頼保護を十分に踏まえて、子どもの精神的自律と社会的自立を励ます場にする
  - 共同生活とコミュニケーションを通して、青少年の自立と社会性の基礎を培う場にする
  - バラバラな消費生活の場ではなく、家族みんなの共同生活の場へと転換する

III 家庭だけでなく地域団体や関係機関が学校と子どもたちに関する情報を共有し、信頼関係を構築し、協働・連携しながら、子どもたちに関する様々な課題や問題に対処して行くシステムの構築が必要である。

- 柱 ○消費社会化の浸透によって低下してきた、地域住民のコミュニティー意識を向上・啓発
- 子ども会や自治会活動など、地域の間関係の輪を広げて、地域全体の行事やイベントを企画・実行する
  - 保育や高齢者支援、公民館・公共施設における高校・大学生の活用など、青少年が参加できるボランティア活動の場を関係機関が積極的に提供する
  - 青少年を単に保護し、育成するだけでなく、地域を担う人材として、その知力とパワーを積極的に活用する

IV 大人が携帯電話やパソコンなどの使い方について正しい知識を身につけ、青少年に情報メディアを有効に活用できるよう啓発していくとともに、氾濫する情報を青少年自身が主体的・合理的に選択・判断する能力（メディアリテラシー）を身に付けさせる。そのために、家庭における携帯電話やパソコンへのフィルタリングソフトの導入の啓発や地域で青少年がメディアリテラシーを身につけるための学習会などの取り組みへの支援を通して、携帯電話やパソコンを正しく利用できる青少年を育てていくための環境を整えていく。

- 柱 ○人間関係の希薄化を補うための多様な人との交流の意欲化と意図的設定を図る
- 自然とのふれあいをはじめとする多様な直接経験の機会の増幅を図る
  - 有害な情報から青少年を守る体制の整備に努める
  - 情報化社会を生きていくための技術と知恵の獲得を推進する

V 青少年が家庭や学校の他に地域での自主的な活動を通じて、自分の夢ややりたいことに挑戦するとともに、仲間づくりや異世代との交流を安心して行うことのできる「中高生の活動拠点」を整備する。

- 柱 ○コミュニティー意識の形成に努める
- 子育てや青少年健全育成を核とした地域活動の展開を推進する
  - 青少年との協働による地域活動の充実に努める
  - 青少年のまちづくりへの参加・参画意識を促進する
  - 青少年のコミュニティー活動への参加と青少年を核とするコミュニティーの再生への道筋を構築していく

平成28年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

千葉県立佐倉東高等学校（定時制の課程）

教頭 木村 雅浩

1 定時制高校の役割

定時制高校は、教育の機会均等の理念により、勤労青少年の学習の場として、昭和23年に制度化されました。しかし、今日では社会の変化に対応して、定時制高校はその役割を大きく変えてきています。現在の定時制高校には、大きく次の3つの役割があります。

- 1 勤労青少年の学習の場を提供する役割
- 2 教育の機会均等を推進する役割
- 3 生涯学習に担い手としての役割

2 本校を取り巻く環境と課題

佐倉東高校定時制も時代の変化を受け、様々な生徒が入学してくるようになりました。

- ① 何らかの事情で義務教育段階で不登校傾向であった生徒
- ② 何らかの事情で全日制への入学希望がかなわなかった生徒
- ③ 外国籍または外国籍の者の子息である生徒
- ④ 自分のペースでゆっくりと学習したいと考える生徒
- ⑤ 高校を中退した後、社会へ出て再び高校卒業の資格を求める成人
- ⑥ 生涯学習の機会を求める年配者

このように、定時制高校には、多様な生徒が集い、そして学習する場所としての役割が求められています。定時制高校にはいわゆる「再チャレンジ」、「学び直しの場」の場としての機能も求められています。学校現場も時代の要請を受け変わりつつあります。

3 上記の課題を解決するための提言

社会の変化にともない、生徒の多様化、家庭の教育力の低下など、学校だけで解決が難しい事例も増えてきています。校内でのきめ細かな教育や、生徒一人一人に応じた生徒指導が必要なのは当然ですが、教育現場と地域社会が連携・協力して対応していくことが大切になってきています。学校現場の情報を地域社会に発信していくことが、より一層学校に求められています。

4 その他の提言（夜間給食について）

千葉県内には定時制高校が17校設置されています。その内の、東葛飾高校、松戸南高校、千葉工業高校、東金高校、木更津東高校の5校が、県の財政難の影響から夜間給食が段階的に廃止されました。更に、今後も廃止校が増えていく見込です。多くの方が御存じのように、定時制高校生にとって夜間給食は、まさしく命綱です。単なる栄養の補給だけでなく、青少年の健全育成の観点からも、食育の観点からも夜間給食の廃止には反対します。

5 参考

佐倉東高校定時制 佐倉市内中学校出身生徒数 35名（平成28年6月1日現在）  
在籍生徒数 1年次38名 2年次28名 3年次27名 4年次22名 計115名

平成28年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

団体・機関名 佐倉市体育協会

<p>青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること</p>
<p>○昨今、各町内会活動に不参加を表明するなど地元コミュニティにおける連帯、</p>
<p>連携意識が希薄になってきているのではないか。このことは、地域全体で青少年を</p>
<p>見守り育成していくことや災害発生時等青少年の安全、安心の確保にマイナス要因</p>
<p>となっているのではないか。</p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p>上記の課題を解決するための提言</p>
<p>○行政や地域が主となって各地域で「街づくり協議会」の組織化が進められている</p>
<p>と聞いたが、町内会活動が衰退している今、街づくり協議会策定推進が大切だ。</p>
<p>地域によって温度差のなきよう、各地域選出市議会議員の協力もいただきながら</p>
<p>積極的に進めたらいかがか。</p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>

平成28年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名

<p>青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること</p> <p>青少年の薬物乱用防止について 危険ドラッグ等、薬物の怖さを認識し少年犯罪を予防 [最近の薬物乱用事例] 兵庫県神戸市 中学3年女子覚せい剤使用 埼玉県川越市 中学3年女子乾燥大麻所持 山口県宇部市 高校1年女子覚せい剤使用 岐阜県下呂市 高校1年女子覚せい剤使用</p>
<p>上記の課題を解決するための提言</p> <p>薬物乱用未然防止の取り組み 1 家庭や地域で薬物根絶に関する広報活動 2 少年に対する薬物乱用防止の意識啓発活動 3 各団体連携による啓発活動</p>

## 佐倉市青少年問題協議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定により、佐倉市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市教育委員会委員
- (3) 市の事務部局の関係職員
- (4) 市教育委員会の事務局の職員
- (5) 警察関係職員
- (6) 家庭裁判所の職員
- (7) 社会教育委員
- (8) 民生委員・児童委員
- (9) 保護司
- (10) 社会福祉協議会運営委員
- (11) 小学校長、中学校長、高等学校長
- (12) 青少年相談員
- (13) 識見を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、教育長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、青少年育成担当課において処理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、議事手続その他協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。



## 地方青少年問題協議会法

### (設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

### (所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
  - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

### (組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

### (相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

### (経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

### (条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。